薬 第 1585－ 3 号
令和８年 10 月 27 日

各関係団体長　様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第９条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第９条第１項の規定に基づき、令和８年 10 月 27 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

１．知事指定薬物

次に掲げる３物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物に指定しました。

（１）　Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン及びその塩類
【通称名】Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ

（２）　Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類
【通称名】５－ＭｅＯ－ＭＥＴ

（３）　（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類
【通称名】２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ

（４）　（１）から（３）までに掲げる物のいずれかを含有する物

２．施行期日
令和８年 10 月 28 日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078（直通）
FAX:06-6944-6701